福知山市公告第１４９号

旧細見小学校活用事業について公募型プロポーザルを行うので、次のとおり活用事業者を募集する。

令和８年　１１　月　１２日

福知山市長　大　橋　一　夫

１　業務概要

（１）事業名

旧細見小学校活用事業

（２）事業内容

別に定める「旧細見小学校活用事業　事業者募集要領」（以下「募集要領という。）のとおりとする。

（３）事業の対象となる物件の概要

土地：福知山市三和町千束３番５７　他　１２，０１１．４６㎡

建物：校舎棟他　２，７３２㎡

（４）施設利用条件

募集要領「３　施設活用方針及び貸付・売却条件」を参照

（５）基準年額賃料及び購入予定価格

活用事業者においては、次に掲げる基準年額賃料又は予定価格を上回る金額により、年額賃料又は予定価格の提示を行うこと。

基準年額賃料　１，６８０，４７０円

予定価格　　６２，４９８，０００円（土地建物一括・税抜）

（６）契約内容、契約期間及び売却予定日

物件について、契約方法に応じて土地賃貸借契約及び不動産使用貸借契約又は普通財産売買契約を締結する。

（貸付）契約期間は、土地賃貸借契約及び不動産使用貸借契約については契約開始日から１０年間。ただし、建物の状況等を確認した上で必要に応じて契約更新等を行うことができる。

（売却）普通財産売買契約の売却予定日は、令和９年７月１日

２　応募条件

企画提案に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）応募者は、「福知山市指名競争入札等参加者資格者名簿」に登録の有無を問わない。ただし、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成１５年福知山市告示第１３７号）に定める指名停止基準その他国等契約実施

機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

（２）応募者は、法人とする。

なお、複数の者が共同して応募する場合（以下「共同企業体」という。）は、その中から代表を選定し、代表者が窓口になることとする。ただし、単独で応募された法人は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

また、同一の法人が複数の共同企業体の構成員になることはできない。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（５）市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

ア　同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（７）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

３　募集要領の配布

福知山市資産活用課で配布するほか、福知山市ホームページからダウンロードできる。

４　施設見学（任意）

プロポーザルへの参加を希望する事業者向けに施設見学を実施する（施

設見学に参加しない場合でもプロポーザルへの参加は可とする。）。

（１）実施日時　令和８年１１月２０日（金）

（２）実施場所　旧細見小学校（現地集合とする。）

（３）申込期限　令和８年１１月１８日（水）

（４）申込方法　施設見学会参加申込書（様式第１号）を担当部署に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールで送付

５　参加表明書の受付及び参加資格確認結果の通知

参加希望者は別に定める募集要領に基づき、参加表明書（様式第３号）及び資料を提出しなければならない。

（１）提出期限　令和８年１１月１２日（木）から令和８年１２月１０日（木）午後５時（必着）まで

（２）提出場所　担当部署に提出すること。

（３）提出方法　持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

（４）参加資格確認結果の通知

市は参加表明を行った事業者に対し、１２月１７日（木）までに参加資格確認結果を個別に通知する。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

また、参加資格審査において、必要な資格を有すると確認された事業者は「６　企画提案書の受付」のとおり企画提案書等を市に提出することができる。

６　企画提案書の受付

企画提案書の提出を要請された者は、企画提案書等を作成の上、提出するものとする。

（１）提出期限　令和８年１２月１７日（木）～令和８年１２月２５日（金）午後５時（必着）

（２）提出場所　担当部署に提出すること。

（３）提出方法　持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

７　質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月２７日（金）午後５時必着

（２）提出方法

事業に関する質問書（様式第２号）を持参、郵送又は電子メールで担当部署まで提出すること。（口頭、電話、ファクス等による質疑は受け付けない。）

（３）回答日時

質問受付から１４日以内

（４）回答方法

質問への回答は、福知山市ホームページに掲示し、個別には回答しない。なお、質問書に対する回答をもって、募集要領の補完、追加及び修正とする。

また、評価基準・評価体制に関する質問、掌握事項に関する質問及びインフラ配管図等、本来応募者が調べるべき事項、又は個々の企画提案により変わる建築指導や開発指導に関する質問の回答は行わない。

8　評価方法

（１）プレゼンテーション及びヒアリングについては、評価基準に基づき、貸付及び売却ともに外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で公募型プロポーザル候補者選定会議にて評価する。

（２）本事業については、契約内容に異なる貸付と売却の提案を同時に募集し、その中から、最も優れた提案をした者を優先交渉権者に選定することとする。

9　プレゼンテーション及びヒアリングの実施日及び場所

別途通知を行う。

10　選定結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、福知山市ホームページにおいて公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

11　担当部署

〒６２０－８５０１　京都府福知山市字内記１３番地の１
福知山市　総務部　資産活用課　公民連携係
電話　０７７３－２４－７０３８（直通）
メールアドレス　shisan■city.fukuchiyama.lg.jp
（■は、＠と読み替えること。）